

大分県報

平成三十年
第二九八一号
五月八日

(火曜日)

目次

告示

- 大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………一
- 母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託……………一
- 土地改良区の定款変更認可……………一
- 指定予定保安林……………一
- 付保義務の発生……………二
- 道路の供用開始……………二
- 大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………二
- ハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………二
- 大分スポーツ公園の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………三
- 県営住宅等の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務の委託……………三
- 公 告……………三
- 土地改良区の役員の就任……………三
- 土地改良区の役員の就退任(二件)……………三
- 所在不明者に対する保安林指定予定通知の揭示……………四

告示

大分県告示第三百十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成三十年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分県告示第三百二十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務を委託した。

平成三十年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

東京都港区芝浦三丁目十六番二十号

ニッテレ債権回収株式会社

代表取締役 小林 英 利

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

大分県告示第三百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成三十年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

荒瀬井堰土地改良区

中津市

平三〇・四・一八

大分県告示第三百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成三十年五月八日

一 保安林予定森林の所在場所

大分県知事 広 瀬 勝 貞

佐伯市弥生大字提内字荒コフ三三三番、三三五番から三三八番まで、三三〇番から三三二番まで、三三四番、三三六番、三三五番・字天神ノ奥四二〇番・四二七番二・四二九番から四三二番まで・四三三番一・四三三番二(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、四一四番から四一九番まで、四二五番、四二六番、四二七番一、四二八番

二 指定の目的
土砂の流出の防備
三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字荒コフ三三三・三二八・三三五・三三六・字天神ノ奥四一五・四一七・四二〇・四二七番一・四三二(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百二十三号

東中浦加入区について、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成三十年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第三百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年五月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道新城山香線

豊後高田市田染池部字五反田一八五三番二から豊後高田市田染池部字五反田一八四七番四まで

平三〇・五・八

大分県告示第三百二十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。
平成三十年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市青葉町一番地

ファビルス・プランニング大分共同事業体

代表者

福岡市博多区博多駅前一丁目一一

株式会社ファビルス

代表取締役 野 田 太

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

大分県告示第三百二十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおりハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。
平成三十年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称
東京都多摩市落合一丁目三十一番地

株式会社サンリオエンターテイメント

代表取締役社長 辻 信太郎

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

大分県告示第三百二十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分スポーツ公園の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成三十年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市東春日町一番八号

株式会社大宣

代表取締役社長 朝倉 弘美

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

大分県告示第三百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり県営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務を委託した。

平成三十年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市城崎町二丁目三番三十二号

大分県住宅供給公社

理事長 諏訪 義治

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三光土地改良区（中津市）から、就任役員の名氏及び住所について次のとおり届出があった。

平成三十年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（就任役員）

役名	氏名	住 所
理事	奥 永 典 康	中津市三光下深水一七二六番地二

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、女子畑土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の名氏及び住所について次のとおり届出があった。

平成三十年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住 所
理事	江 田 利 幸	日田市天瀬町女子畑五三番地
監事	小 関 清 隆	〃 天瀬町女子畑一二九五番地

（就任役員）

役名	氏名	住 所
理事	江 田 近	日田市天瀬町女子畑五九〇番地四一
監事	小 関 一 良	〃 天瀬町女子畑一二九〇番地三

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西原土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の名氏及び住所について次のとおり届出があった。

平成三十年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住 所
理事	久保田 直宏	豊後大野市三重町西泉六五九番地
〃	深田 克己	〃 三重町西泉三八三番地
〃	神品 祝男	〃 三重町西泉四五九番地
〃	神品 秀人	〃 三重町西泉五五八番地
〃	後藤 文武	〃 三重町西泉二二四番地一
〃	富田 洋道	〃 三重町西泉四二〇番地一
〃	後藤 匡豪	〃 三重町西泉七五七番地
監事	橋本 五郎	〃 三重町西泉一八三番地
〃	小鷹 一公	〃 三重町西泉五四六番地
（就任役員）		
役名	氏名	住 所
理事	神品 茂一	豊後大野市三重町西泉七九番地一
〃	神品 祝男	〃 三重町西泉四五九番地
〃	神品 吉公	〃 三重町西泉七六番地一
〃	神品 啓明	〃 三重町西泉二五一番地
〃	小鷹 一公	〃 三重町西泉五四六番地
〃	神品 崇	〃 三重町西泉四五〇番地
〃	稲田 二男	〃 三重町西泉四三七番地
〃	富田 洋道	〃 三重町西泉四二〇番地一
監事	小鷹 伸昭	〃 三重町西泉三八二番地

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

平成三十年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名	竹田市役所
掲示場所	

阿南千代五郎、北村龍登

二 通知の要旨

農林水産大臣から、森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があったため、平成三十年四月十三日付け大分県告示第三百四号により行つた同法第三十条の規定による通知